

文化庁長官 殿

所有者  
住所 秋田県秋田市〇〇  
氏名 秋田 次郎

※新所有者名を記載

## 史跡名勝天然記念物の所有者変更の届出

文化財保護法第120条において準用する法第32条第1項の規定及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第3条に基づき、下記のとおり届け出いたします。

## 記

- 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
史跡秋田城跡
- 指定年月日  
昭和14年9月7日（昭和53年3月22日追加指定）
- 史跡、名称又は天然記念物の所在地  
秋田県秋田市寺内
- 旧所有者の氏名又は名称及び住所  
氏名・名称 秋田 太郎  
住所 秋田県秋田市△△
- 新所有者の氏名又は名称及び住所  
氏名・名称 秋田 次郎  
住所 秋田県秋田市〇〇
- 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目、地積  
地番 秋田県秋田市寺内〇〇〇（地番を記入）  
地目 畑、宅地など  
地積 〇〇m<sup>2</sup>  
※対象の土地が複数ある場合は、別紙でも可
- 変更の年月日  
令和〇年〇月〇日  
※登記完了日を記載
- 変更の事由  
相続のため、売買のためなど  
※変更の事由を記載
- その他参考となるべき事項

※届出書には、所有権の移転を証明する書類（土地登記全部事項証明書等）を添えること